⑵　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成25年11月14日10時00分　日本中央競馬会　六本木事務所　８階801打ち合わせ室
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成25年11月28日10時00分　日本中央競馬会　六本木事務所　９階第１会議室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。上記２の要件を満たした入札者であって、当該入札金額が予め決定してある予定価格の範囲内である者のうちから、入札説明書等で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。詳細は入札説明書等による。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Masaki Nishino, Section Manager of Customer Service Contract Section of Customer Service Department, Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Travel Coupons
⑷　Delivery period : As shown in the tender documentation
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D
⑺　Time limit of tender : By November 28 2013
⑻　Contact point for the notice : Customer Service Contract Section, Customer Service Department, Japan Racing Association Roppongi Office, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 〒106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年 10 月９日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　高速横浜環状北線照明その他電気設備工事
⑶　工事場所　神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目他
⑷　工事内容　下記の新設工事
①　照明設備　トンネル照明1,369灯、明かり部照明616基他、配管・配線　一式
②　標識設備　内照式標識799面他、配管・配線　一式
③　高圧配線　高圧ケーブル配線約19,000m
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年３月10日まで
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における「電気工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「電気工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上である単体又は1,100点以上である代表者と1,050点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。
⑶　平成15年度以降に、以下に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
・自動車専用道路（道路法第48条の２第１項及び２項により指定された道路をいう。）又は高速自動車国道における入口部照明を有する道路トンネル照明設備を新設又は改修する工事
⑷　現場代理人及び以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、三者を総称して「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。調査等現場着手は、平成26年３月１日（土）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、次のいずれかに該当する者であること。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第１項の規定による技術検定のうち、１級電気工事施工管理技士に関する検定種目に合格した者
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項の規定による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者
ウ　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第４条第１項の規定による第１種電気工事士免状の交付を受けた者又は同項の規定による第２種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上実務の経験を有する者
エ　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項の規定による第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第７項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し５年以上実務の経験を有する者
②　監理技術者は、建設業法26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証（電気工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任技術者及び監理技術者は、平成15年度以降に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる工事の完工実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
・入口部照明を有する道路トンネル照明設備を新設又は改修する工事
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）